

一般社団法人 日本 LCA 学会

定 款

# 定 款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本LCA学会（英語名称：The Institute of Life Cycle Assessment, JAPAN（略称 ILCAJ））と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、ライフサイクルアセスメント（LCA：Life Cycle Assessment）及びその基礎となっているライフサイクル思考を、持続型社会の構築のための基本コンセプトであると認識し、その科学的発展及び知見の蓄積、交換とともに、その結果を用いた意思決定、あるいは成果の社会への普及方法などを含め、関連する知識体系を、様々な分野の専門家の協働によって創生するとともに、国際的な研究交流を促進し、かつ会員相互の研鑽と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1)LCAを中心とするライフサイクル的思考に関する調査及び研究
- (2)LCAを中心とするライフサイクル的思考に関する研究の奨励及び業績の表彰
- (3)LCAを中心とするライフサイクル的思考に関する研究発表会、講演会、講習会及び現場見学会等の開催
- (4)LCAを中心とするライフサイクル的思考に関する会誌及び図書の発行
- (5)LCAを中心とするライフサイクル的思考に関する内外の研究機関等との協力及び研究交流
- (6)LCAを中心とするライフサイクル的思考に関する活動の広報および学会内外の交流推進
- (7)その他、本会の目的を達成するために必要な活動

## 第3章 会員

(会員)

第5条 当法人の会員は当法人の事業に賛同する個人又は団体であって、下記の会員をもって構成する。このうち正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する個人

- (2) シニア会員 本会の目的に賛同し、一定期間、正会員として活動を継続した個人
- (3) 学生会員 本会の目的に賛同する個人で大学又はこれに準ずる学校に在籍する学生
- (4) 賛助会員 本学会の事業を援助する法人等

(入会)

第6条 会員として入会を希望する者は、所定の書式により会長に申し込まなければならない。  
2 会長は前項の入会申込者について入会を通知するものとする。

(会費)

第7条 会員は毎年会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 当法人を退会しようとする会員は書面により届出をして任意に退会すること  
ができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該  
会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときはその  
資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を履行しなかったとき
- (2) 当該会員が死亡、又は団体が解散したとき

## 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名

- (2) 事業報告及び計算書類等の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

- 2 定時社員総会は毎年1回、事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

第15条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(定足数および決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、出席した社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事・監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使及び議決権の代理行使)

第19条 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面をもって決議し、又は他の社員を代理人としてその議決権を行使することができる。

2 前項の場合における第17条、第18条の規定の適用についてはその社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には議長及び社員総会で選出された議事録署名人2名が署名、押印する。

## 第5章 役員等

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内
- (3) 理事のうち1名を会長とする。また2名を副会長とすることができる。
- (4) 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第22条 会長・副会長、理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 会長及び副会長の三選は禁止する。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 会長・副会長、理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 役員は無報酬とする。

(損害賠償責任の免除)

第28条 当法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第29条 本学会に顧問を置くことができる。

2 顧問は若干名とし、理事会の議決により、会長が委嘱する。

3 顧問は、本学会の運営について意見を述べることができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 社員総会の開催日時及び場所並びに議案等の決定
- (4) 事業計画及び収支予算の承認及び変更

## (5) 規則の制定並びに変更及び廃止に関する事項

### (招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副会長が理事会を招集し、その職務を果たす。

### (議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

### (決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

### (議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には議長及び出席監事が署名、押印する。

## 第7章 資産及び会計

### (事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## **第8章 定款の変更及び解散**

### (定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第39条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

### (残余財産の帰属)

第40条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## **第9章 公告の方法**

第41条 当法人の公告方法は、電子公告とする。ただしやむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載して行う。